

兵庫県立大学教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人組織規程（平成25年法人規程第1号）第9条に基づき、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学が設置する大学の組織に置く教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 別表に掲げる大学の組織に、当該組織の教育研究に関する事項を審議するために教授会を置く。

2 別表に掲げる組織以外の組織に属する専任の教員は、別に定めるところにより教授会に代えて置かれる委員会に所属するものとする。

(構成)

第3条 教授会は、当該組織の教授をもって構成する。

2 当該組織の長は、必要に応じ、当該組織の准教授、常勤の講師及び平成15年文部科学省告示第53号第2条第2項に定める教員を教授会の構成員に加えることができる。

3 当該組織の長は、必要に応じ、当該組織以外の教授、准教授、常勤の講師のうち当該組織の教育を担当する者を教授会の構成員に加えることができる。

(審議事項)

第4条 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

2 教授会は、前項各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 教育課程の編成

(2) 学生の履修

(3) 学生の在籍に関する事項（退学、転学、留学及び休学を除く）

(4) 学生の懲戒処分

(5) 学部長等及び副学部長（兵庫県公立大学法人組織規程(平成25年法人規程第1号)第14条第1項に規定する学部長、研究科長、研究所長及び副学部長をいう。)

の候補者の推薦

(6) 教員の採用及び昇任候補者の教育研究業績等の審査

- 3 教授会は、前2項に規定するもののほか、学長及び当該教授会を置く組織の長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(招集)

第5条 教授会は、当該組織の長が招集する。

- 2 当該組織の長は、全構成員の3分の1以上の要求があったときは、教授会を招集しなければならない。

(議事)

第6条 教授会に議長を置き、当該組織の長をもって充てる。当該組織の長があらかじめ指名する構成員は、当該組織の長に事故があるときは、教授会の議長の職務を代理し、当該組織の長が欠けたときは、教授会の議長の職務を行う。

- 2 議長は、教授会を主宰する。
3 教授会は、構成員の3分の2以上をもって定足数とする。
4 前項にかかわらず、第4条第2項第5号及び第6号に掲げる事項について審議する場合は、第3条第1項及び第2項で定めた構成員をもって構成し、その3分の2以上をもって定足数とする。
5 教授会は、非公開とする。

(議決)

第7条 議長は、第4条に規定する審議事項について採決を必要とするときは、構成員の出席者の過半数の同意により教授会の意見を決することができる。ただし、採決の結果、可否同数のときは、議長がこれを決する。

- 2 前項にかかわらず、教授会において特に重要な審議事項については、構成員の出席者の3分の2、もしくは4分の3以上の同意により教授会の意見を決すると別に定めることができる。

(構成員以外の出席)

第8条 議長が必要と認めるときは、教授会の構成員以外の者を教授会に出席させることができる。

(議事録)

第9条 教授会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議事項を記入し、次回の教授会

においてその確認を受ける。

- 2 議事録は、当該組織の長が保管し、構成員の要求があるときはこれを提示するものとする。

(庶務)

第 10 条 教授会の庶務は、組織の属するキャンパス経営部総務課等において行う。

(補則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、当該教授会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 3 月 27 日改正)

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 27 年 2 月 12 日改正)

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 3 月 31 日改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 31 年 3 月 29 日改正)

- 1 この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 経済学部及び経営学部は、改正後の別表の規定にかかわらず、平成 31 年 3 月 31 日に当該学部在学する者が当該学部在学しなくなる日までの間、存続するものとし、両学部に関する規定については、なお従前の例による。

附 則 (令和 3 年 3 月 31 日改正)

- 1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 会計研究科、経営研究科、物質理学研究科、生命理学研究科、応用情報科学研究科及びシミュレーション学研究科は、改正後の別表の規定にかかわらず、令和 3 年 3 月 31 日に当該研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間、存続するものとし、各研究科に関する規定については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

組織名
国際商経学部
社会情報科学部
工学部
理学部
環境人間学部
看護学部
社会科学研究科
工学研究科
理学研究科
情報科学研究科
緑環境景観マネジメント研究科
地域資源マネジメント研究科
減災復興政策研究科
高度産業科学技術研究所
自然・環境科学研究所